

第2回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成19年1月31日(水)
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場第2委員会室

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - 洞爺湖町行政改革大綱の骨格案について(諮問事項)
 - 大綱を推進するうえでの基本方針について(助言事項)
 - 公的関与のあり方に関する基本方針
 - 民間委託等に関する基本方針
 - 指定管理者制度導入に関する基本方針
 - 補助金等の見直し基準
 - 附属機関等の設置等に関する指針
 - 大綱の具体的施策における実施項目について(助言事項)
 - その他
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員

田 中 篤之助	塚 本 政 寛	北 嶋 小二郎
橋 本 豊 子	大 宮 實	桑 原 敏
後 藤 年 雄	谷 川 勉	廣 瀬 保 隆

欠席委員

福 島 浩 二

会議に出席した町職員等

大 西 康 典	武 川 正 人	高 橋 謙 介
綱 島 勉	伊 藤 里 志	

1 開会 13:30

2 会長あいさつ

会長 皆さんお忙しい中、第2回行財政改革審議会にお集まり頂きありがとうございます。いよいよ今回から方針等に入りますが昨今の社会情勢から地方自治体の財政は逼迫状態で、ある調査による全国20%の町村が危惧しているという状況にあるようでございます。わが町も合併しましたが、強い町と弱い町が合併すれば強い町にすげればよいのですが、弱いもの同士が合併したので所詮は同じことで、これからどう進めていくのかが大きな課題となっていると思います。全町民あげて知恵を出し合って乗り越えていくしかないのであります。それで、今回は根幹となる大綱の審議をすることになりますので、短時間で集中審議をする気持ちでよろしく申し上げます。

事務局 本日の会議ですが、10名中9名の出席です。それでは3番目の議題に入りますが、進行については会長に申し上げます。

会長 それでは早速議事に入ります。議題1、洞爺湖町行政改革大綱の骨格案についてということで、これは諮問事項でございます。説明をお願いします。

事務局 事前に資料でお届けした資料と、本日机のうえに配布した資料がございます。資料の一部に差し替えがあったものと、行政改革の用語集と後ほど説明しますが行政システムの概念図であります。それでは早速、洞爺湖町行政改革大綱の骨格案について説明申し上げます。1ページ目の目次をご覧頂きたいと思っております。1番目に行財政改革を進める基本的な考え方として、「はじめに」「社会情勢の変化」「行政改革大綱の必要性」となっております。2番目に行財政改革の方向性として「町民本位の行政運営」「健全な財政運営」「効果的な行政運営」「時代に即した組織と人材育成」の4つであります。3番目は行財政改革の推進期間、4番目に行財政改革の進行管理、5番目に改革の重点事項と6番目の改革の具体的施策となっております。これにつきましては前回の会議でお話しした所でございますが、あらかじめ配布した資料で行政改革大綱の改革の具体的施策における実施項目という資料がお手元に届いていると思っております。その1ページ目にA3の横長の紙で整理した表を見比べて頂きたいのですが、これが全体的に改革を進める項目の体系ですが、改革の重点事項として大綱の中で記載しているものが、左側から3つ目に改革の重点事項として1番から6番としております。1番目に効率的な組織・機構の構成、2番目に定数管理・給与の適正化及び人材育成、3番目に健全な財政運営、4番目に効率的な事務

事業の推進、5番目に情報化の推進による行政サービスの向上、6番目に地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上という内容でございます。これが大綱における重点事項として掲げています。それと改革の具体的施策というのが、重点事項を更に細かく、どのように改革していくのかを示した項目であります。1番の組織機構の簡素合理化から情報提供の推進までとなります。そして一番右側に書いている実施項目、これが集中改革プランとなる具体的な実施の項目が1番から43番まで示しております。大綱の中では具体的な実施項目の頭だしはでてきません、これについては助言を頂きながら大綱に反映させていくという流れになっております。本来ですと大綱があり、それにあわせて実施項目を作っていくというやり方もあるのですが、今回の場合は現場で本当に何が困っていて何を改革しないとしないのかということから、実施項目から積上げて大綱を作っておりますので、実際に改革をやらないといけない事項をしっかりとらえて、全体の流れを勘案しながら大綱を作ったということです。これら大綱は諮問事項になっておりますが、中身については具体的に何をやるのだという説明を聞かなければ、また改革を進めていくうえでの方針を説明したからでなければ、大綱についてのご意見は出しづらいと思いますので、まず骨格と構成について説明をさせて頂き、その後基本方針と実施項目について説明をしますので、その後で総括としてご意見を頂くという流れで進めさせて頂きます。

会長 そのような流れで進めるということですか。それでは、引き続き説明をお願いします。

事務局 まず2ページ目ですが、行財政改革を進める基本的な考え方として、はじめにですが、洞爺湖町は、平成18年3月27日に旧虻田町と旧洞爺村の合併により新たに誕生しました。行政運営の改善や合理化については、合併時の事務事業の調整時においても見直しを進めてきたところであり、組織・機構の整備についても、町民の利便性の確保を最重要視して高度化・多様化しつつあるニーズに対応し、効率的な組織・機構づくりに努めてきたところです。

しかしながら、国・地方自治体とも財政は危機的状況にあり、本町が今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、行政コストの削減と効率的・効果的な財政運営が必要となっております。

一方で、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な地方自治体にできる限り委譲し、地域自らがその実情に応じた行政を図るよう求めており、今後の地方自治体には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行政能力が一層求められてお

ります。また、権限の移譲に伴って事務量は増加し、より高度な専門性が要求されることから、地域の実情に即した行政サービスが展開できる組織体制の整備と人材の育成が必要になっています。

こうした動向に的確に対応し、洞爺湖町を持続的に発展させるためには、行政における「ひとの改革」「しごとの改革」「しくみの改革」を不断に押し進め、自律（経営手法の導入などによる行財政運営の仕組みの確立）・自立（財政基盤の強化など）したまちづくりを進めていかなければなりません。いま、地方自治体はかつてない「変革」を求められています。

2番目の社会情勢の変化についてですが、地方行政を取り巻く環境は、長期化する景気低迷を受け、緩やかな回復基調が見られるもの、依然極めて厳しい経済状況が続いています。また、少子高齢化が進む一方で、高度情報化の進展や環境問題に対する関心の高まりなど、社会状況の変化は極めて急速に進んでいます。国における三位一体の改革（国庫補助金の廃止・縮減、地方への税源移譲、交付税改革）や財政再建の動きが本格化する中で、地方自治体の経営の自立化、効率化が強く求められています。このように、洞爺湖町を取り巻く厳しい社会情勢の中、合併により生ずるさまざまな効果をより効率的に行政運営に反映させるためには、社会環境の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、自己決定・自己責任の原則の下、鋭敏な経営感覚に立脚した行財政運営とさらなるサービス精神の向上を図ることが必要であると考えます。

3番目には、行財政改革大綱の必要性です。行財政改革を推進するためには、行政サービスの受け手である町民の理解と協力を得て、公平性の確保と透明性の向上を図り、町民と行政が一体となった行財政の運営が必要です。また、これまで行政が主体となって提供していた公共サービスについても、これからは、地域等における多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があると考えます。これからの地方自治体は地域のさまざまな力を結集して「新しい仕組み」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。このことから、現在おかれている町の財政状況を把握し、着実に行財政改革に取り組むために、この「洞爺湖町行政改革大綱」を策定するものです。なお、行財政改革は経費を削減することだけに徹してしまってはならないと考えます。新規であっても将来性のある構想については積極的に事業化していく姿勢を保ちつつ、まちづくりを推進していかなければなりません、特に町の特色である観光・農業・漁業が一体となった、優れた産業と屈指の自然資源を最大限に活用しながら、地域の特性を前面に打ち出していくことが大切であると考えます。

大きな2つ目として行財政改革の方向性についてです。1番目は町民本位の行政運営ですが、町民に深く関わる行政施策を進めていくためには、町民が自ら

行う自治活動を支援し、町民と行政が協働してそれぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。町民の立場に立った行財政運営を推進することによって、町民と行政の信頼関係がより一層深まるものと考えます。そのためには、効率的・効果的な行政運営を念頭に、合併時の調整結果を重視しつつ、町の政策や施策、事務事業全般にわたる検証を行い、抜本的な見直しを検討するとともに、町民の知恵や能力を結集し、地域の活力が再生する町民本位の行政運営を推進します。2番目は健全な財政運営ですが、大きな財政効果を期待して合併を推進してきましたが、今後求められる新たな行政課題への対応や各施設の老朽化に伴う大規模修繕などを考えると中期的な収支バランスはさらに厳しいものとなっていくことが予想されます。加えて、長引く景気の低迷や急速な少子高齢化等に伴う生産年齢層の減少による税収の減少、さらに国の三位一体改革等によって財源の大幅な不足が見込まれるなど、合併後の本町財政は厳しい収支状況が予想されることから、早急に抜本的な財政の健全化対策を進めることが必要です。このため、財源確保に努めながら歳出を削減し、歳入規模に見合った財政運営の取り組みを進め、短期的な財政収支のみではなく、中長期的な視点に立って今まで以上に「コスト意識」を持って効率的に行政を運営することが強く求められています。そのために、持続可能な財政構造の確立と健全財政に取り組むための計画を策定し、財政の健全化を目指します。さらに、現在まで行政が行ってきた様々な事業は、そもそも行政が行うべき事業がどうかを「時代適合性」「補完性」「効率性」「有効性」の観点から点検し、民間に任せたいほうが効果的・合理的であるサービスについて、積極的に民間活力の活用を推進していきます。

3番目は効果的な行政運営ですが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自主性、独自性が強く求められていることから、自らの責任において判断し進めなければならない分野が拡大しています。事業の目的・達成度・成果の視点から、事業の有効性を高める方策、すなわち同じコストであれば、より効果を高める方策を制度化しなければなりません。また、今後の厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用するためには「あれもこれも」という事業の展開から「あれかこれか」の厳しい選択による事業展開に変更していく必要があります。そのための手法として行政評価の制度化を図り、職員自らが正しく事務事業評価をしながら常に「計画（Plan）」 「実施（DO）」 「評価（Check）」 「行動 Action」の改革サイクルの定着を進め、効果的な行政運営を推進していきます。4番目ですが時代に即した組織と人材育成として、多様化する町民ニーズや社会経済状況の変化に対応できる施策を総合的・機能的に実施するため、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない簡素で効率的な組織・機構を編成していきます。また、行財政改革は、職員個々がその担い手であるという自

覚をもって取り組まなければなりません。そのためには、一方的に抽象論で意識改革を求めるのではなく、職員の主体的な創意工夫を引き出すことのできる仕組みを設け、町民本位の行政サービスを行えるよう職員の意識改革を図っていきます。

大きな3つめですが行財政改革の推進期間として、行財政改革の推進期間を、平成18年度から平成22年度の5年間とします。この大綱に掲げた改革の具体的施策以外についても、職員自らの創意と工夫により絶えず見直しを行い、新たな行政課題に対応できるように常に新たな視点に立って積極的な行財政改革の推進に努めるものとします。なお、この計画を着実かつ計画的に実施していくために、改革の具体的な実施項目を定めた実施計画を策定し、毎年度見直しを行い、実施計画には可能な限り実施年度や数値目標を掲げ、取り組みの実効性を担保します。

4つめに行財政改革の進行管理ですが、行財政改革は、全庁的な取り組みが最重要であることから、引き続き行財政改革推進本部により進行管理を行っていきます。進捗状況は、行財政改革審議会に適宜報告して多角的な観点から意見を求めるとともに、広報誌等により町民に公表していきます。

5つめに改革の重点事項として、行政運営にあたっては、行財政改革の方向性に基づき、新たな視点の行財政改革の推進を図るため、次の6項目について各般にわたる改革を推進していきます。これは先ほど説明した1番から6番の項目であります。そして改革の具体的な施策、これにつきましてはご覧頂いておりますとおり、改革の重点事項を基に具体的な施策を立てております。9ページに行きまして、おわりにということで、大綱に示した改革の具体的な施策のほかにも経費節減に努め、事務事業の整理合理化を進め、行政運営の効率化に向けて積極的に取り組んでいきます。現在の厳しい財政状況を克服し、住みよい洞爺湖町を構築するために、更なる行財政改革を推進することを不断に進めてまいります。以上です。

会長 以上が事務局から説明のあった大綱の骨格案であります。ご意見やご質問があれば出して頂きたいのですが。

委員 5ページ目の行政改革推進期間というのが、18年度から22年度までの5年間という話しなのですが、民間的に考えれば長いなと思います。日常的に改革しないとまらない厳しい町ということで行政改革をやっていくというのは、2年から3年で実施すべきでないのかなと、こんなに長く時間をかけていては世の中の方が変わってしまうのではないかという感じがします。私の意見としては。

会長 ただいまの意見は、少し長いのではないかと、もう少し詰めてやらないとならないのではという意見ですが、どうですか。

委員 財政的に厳しいという中で、そんなに時間かけていいのかなという気はしますね。

会長 5年という期間を半分にして2年か3年で。

委員 これも国の一つの進め方に合わせているのですか。

事務局 前回国の方針を説明しておりますが、国の方では公表する集中改革プランは18年度から22年度の5年間ということで要請が来ております。先ほどから5年をまとめて総括するのでは遅いということでしたが、事務局で考えておりますのは、毎年毎年見直しをして、この計画を固定化するのではなく、常に実情に合うような方法を考えております。

会長 大綱としては5年を見て、実施は毎年毎年総括して見直しをして修正をしていくというやり方を考えているということですね。

委員 少なくとも、大きな項目で計画を立てるのは5年を待つてするのではないということを知って安心したのですが、早目早目の対応をお願いしたいと思います。

会長 文面としてはよろしいですか。

委員 推進期間を5年とするということだけでなく、毎年やらなければならないですよ。だから、本当の意味の計画を立てるのであれば、何年にするのかというのは関係なのと思うのですが、今年度中に実施計画を立てるのであれば実施のうえでの修正はあると思いますが、計画をいかに早く立てるかということであると思うのです。計画期間というのは必要なのかということです。

事務局 実施計画のスタートは4月を予定しておりますが、全部完璧な状態でのスタートは無理ですが、出来るものから始めたいと思います。

委員 最終的にはいまの意見と同じなのですが、一戸の家庭と例えれば、色々な文書が出来上がっても、それを実行するために何をしたらよいかというのが

問題であって、出来ることから家庭に置き換えて、何をすれば借金は減っていくのだよということをしなければ、大きいことを掲げても、文書だけ作っても中々到達できないのではないかと思います。難しいことよりも、小さいことから取り上げて、出来るものは責任をもって、我々も責任を持ちますので進めたほうがよいのではないかと思います。

委員 大綱というのは目的ではないかと思うのですが、これに実施計画という数字の入ったものは今後でてくるのだから、5年間は5年間として目標に置くのは間違いないと思うのです。実施計画が4月からスタートするとのことですが、それに対する見直しは毎年やるべきなのですが、大綱についてはこれでよいと思います。

委員 事務局から説明があったA3の表を見ると、今説明受けた資料はこの薄い資料ですが、委員の皆さんおっしゃっている個別の中身というのは43項目の実施項目が現場で協議した内容がでてきており、それに基づいて4月から動き出すということなのですから、1年やってみて悪いところがあれば、それを評価して改善して2年目、3年目に繋げましょうということだと思いますので、全体は5年間の計画ということなので、これはこのままでよいと思います。

会長 本当は頭から物事を決める、最初は大きな項目を作ってから細かいことを決めるのが通常ですが、今回の場合は実施項目から出来ることから拾い上げてから、大綱を作っているということは、実施可能な部分からやるぞという意気込みは感じられるのですよね。本日は、この大綱に落としているものや削除しているものがあれば、意見を頂きたいのですが。

会長 最近の厚生大臣ではないですが、人を忘れてしまっているのではないかと、例えば女性は子供を産む機械だという言葉は、大臣からでる言葉ではないので結局は人としてみてないのではないかと、人を忘れて政治、行政をしても意味がないと思います。夕張市を見ても、改革案がでて色々あるようですが市民を捨てて行政をやっても、市民はよその町に逃げるしかない、それで行政をやっても意味がないのではないかなということもあるので、町に住もうとする人達の大綱でなければダメなのかなと思います。

副会長 この大綱をみると、町民を主体とした綱になっておりますので、いいのではないかと、あとは大綱の細かい面を詰めていったらどうかと。

委員 このプランはこれでいいと思うのですよ、何を文書に書いても、一つ一つ検討するうちに色んなものがでてくると、それは大きいものとか小さいものとかでなく、どこからでもいいから思いついたことから精査するということがいいのではないかと。ただ言いつ放しでなく責任をもったことで進めることでいいのではないですか。

委員 行財政改革本部の進行状況はどのようなのですか。

事務局 専門部会は組織・給与部会、財政部会、事業部会、事務改善部会を設けておりまして、それぞれの部会で43項目を検討しております。概ね一つの部会で10回以上開催し、中身を検討しております。

委員 この審議会に、その内容はでてこないのか。

事務局 それは、議題3に実施項目とありますが、そちらで助言を頂くということになっております。

会長 議事の進め方としては、議題1ですのでこれを審議する形になると思うのですが。町はこういう考え方しているが審議会の意見はどうかと聞かれているのですから、良いとか悪いとか、ここを直せとかいうことを議論する必要があると思うのです。審議会はあくまでも決定する機関ではなく、それは議会とかになるのでしょうか。

事務局 議会の関係がでましたので、これはまちづくりの総合計画と違いました。しかし、議会に対しては答申を頂いたあと説明をしていく予定でおります。あと、大綱の審議ですが具体的な内容を見てからでなければ難しいのかなと思います。

委員 住民サービスと職員意識の改革という言葉たくさんでできます。住民サービスの向上という項目がありますけど、合併して私たち住民はサービスの向上は望んでおりません。せめて維持していく改革ということでありまして。職員がまず意識を改革しリーダーシップをとって住民に呼び水を流せるくらいの意識をもっていかないと改革は難しいのかなと感じました。それを話したいと思い今日出席しましたが、実施項目の中でその辺のことが記載されておりましたし、それを基に骨格案を作っているということですので、後からこの案を修正できるということですので、このまま進めて結構かと思えます。

会長 それで内容の中身を検討しているのですが、良いかどうかを問われておりますので、問題がなければこのままでいきますが。

委員 行財政改革の期間は町長在任中の4年間にしたらどうですか、やはり5年間は長いですよ、やっぱり案を作っても町長が変わったら改めてつくらなければならないということであれば、在任中とした方がよいと思います。

委員 賛成になるか、反対になるかわかりませんが、町長にこだわることはないと思います。自分達の町の借金をどうするかということを目標に置いている訳だから町長が変わる、変わらないで審議会が左右されるのであれば、おかしいしそういうことを考える必要はないと思います。

委員 やはり町長を中心に考えていかないと、まずいのかなと、こだわっている訳ではないですが、そういう意見です。

委員 これ今日、決めるということですか。これ骨格案ですからね、具体的な実施項目と基本方針を審議していくうちに、これは認められないという部分が出てくるとおもうのですよ、その時にこれを決めてしまっては身動きとれないので、骨格案ですので、これはこれで通しておいて後で修正できるような状態にしておかないと、決めてしまうということにはならないと思うのですが。

会長 それでは、まとめに入ります。諮問の性格からしますと、5年間の町の方針ですので、それを作ろうとしておりますので、我々だけいいといっても町民が納得しなければならないので、一町民の目線で考えて、町民が納得できるという内容にまとめれば、このまま案を答申したいと思います。内容を詰める機関は別にあると思いますので、まちづくり審議会というのがありますが、そちらでこういう内容も詰めるのでしよう。

事務局 まちづくりの関係ですが、まちづくりの中でも行財政改革の課題は掲げておりますが、この大綱を持ってまちづくり審議会と調整をとることにはならないと押さえております。

会長 では、追加、削除がなければ原案どおりということによろしいですか。
(異議なし)

会長 では洞爺湖町行政改革大綱の骨格案は原案どおり決定しました。次に議題2、大綱を推進するうえでの基本方針について、助言事項であります。説明をお願いします。

事務局 まず全体の考え方として、経営システムの構成図をご覧いただきたいのですが、現場で町が抱えている問題は何でどうやって改革していくのかを検討したところ、ある壁にぶつかりました。それは何かといいますと、町としての基本的なスタンス、考え方を明確にしないと個別の検討は難しいということでありました。そこで、この表の右下にある6点について方針、基準等を明確にする必要があるという結論になりました。1つが公的関与のあり方に関する基本方針、2つ目に民間委託等に関する基本方針、3つ目が指定管理者制度導入に関する基本方針、4つ目として使用料・手数料の設定における基本方針、5つ目に補助金等の見直し基準、6つ目に附属機関等の設置等に係る指針、これらを個別具体の計画を作る際の町の方向性やスタンスとしなければ改革が進まないということで策定したものであります。それから全体の考え方というのは、行政システムという概念であります但中心になるのは行政評価システムであり、政策、施策、事務事業の評価をするというものであります。これによって、総合計画の実施計画が計画倒れにならないような評価の反映と予算編成の際の判断基準になるような仕組みを考えたもので、全体のイメージとしてこういう考え方で進んでいるということでありまして、これからご説明するのは、公的関与のあり方から始まりまして基本的な方針として専門部会で検討し本部会議で決定したものであります。この中で使用料・手数料の設定における基本方針がまだ部会において審議中のものがであります、これらについては、まとめ次第提示して助言を頂くということを考えております。それでは最初に公的関与のあり方に関する基本方針をご覧頂きたいと思いますが、北海道で道内市町村の集中改革プランのまとめをした資料が公表されておりますが、その中でこの公的関与のあり方について作成している町村が多く、これまで公共サービス＝行政サービスという意識で実施してきたサービスが財政的な問題等で限界にきているという状態であることから、行政と民間の役割分担を再認識し明確にする必要があるという意味で、このような方針を作成しているところがありました。洞爺湖町におかれまして、この基本方針をまとめることになりました。2ページ目に公的関与にあたっての基本的考え方としまして、簡単な略図の検証として最初に本当に町の関与がいま実施している事務事業に必要なのかということで、必要がなければ事務事業は廃止されるだろうと、関与の必要性がある場合でも町が全て実施主体としてサービスを提供する必要はあるのだろうか、それと公費負担と受益者負担は適正なのかという視点で検討し、民営化、民間

委託の方向性はないか、受益者負担は適正かどうかを検討しようという内容であります。それから3ページ目ですが、これが具体的に町の関与の必要性を実際の事務事業の性質ごとに1番から9番の9つの区分に分類し、行政と民間の活動範囲を示したものであります。1番目は法律で実施が義務付けられている事務事業として、これは例示として義務教育、消防、戸籍事務等があるのではないかと、2番目に受益の範囲が不特定多数の住民および、サービスの対価の徴収ができない事務事業、例示として道路、河川改修等、3番目に住民が社会生活を営む上で必要な生活水準の確保を目的とした事務事業として、例示はごみ収集、上下水道整備等があります。これらが全て行政で行わなければならない事務事業としております。つづいて4番目ですが、これからは全て行政がおこなうことにならないという項目でして、活動領域の区分ですので、何十パーセントとかは不明ですが、

住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために必要な規制、監督指導などを目的とした事務事業、例として防犯対策、建築許可、消費生活相談等があると、5番目は個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者に生活の安定を支援し、あるいは安全網を整備する事務事業として、例示は生活保護、虐待防止等が該当するのではと、6番目は住民にとっての必要性は高いが、多額の投資あるいは事業リスクや不確実性のため民間だけでは対応不可能なものの補完的事務事業、例示として幼稚園、保育所等などがあると7番目は民間のサービスだけでは全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、補完・先導する事務事業、例は生涯学習推進等、8番目は町の個性、特色、魅力を継承、発展、創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業として、観光PR・国際交流等があると、9番目に特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業として、例示ですがバス運行対策等が当てはまるのではないかとということになっております。ただし、行政の活動範囲が大きいとされた黒塗りの部分が大きいとされた事務事業でも、国等規制緩和等により民間活動範囲が拡大していないか等の視点で検討することにしております。次に関与の妥当性であります。行政の仕事というのは一度手をかけてしまうと、どちらかという中々検証されないで継続されてしまう傾向がありますが、それらを4つの視点で関与の妥当性が薄れている事務事業はないか検討するもので、1つめが時代適合性の視点、その事務事業は本当に必要なのかということで、開始当時、その事務事業が必要とされた社会的背景そのものが大きく変化している、あるいは目的が既に達成されているなど、実施意義が低下しているものはないかという視点、2つめは補完性の視点、その事務事業は行政が自ら行うべきものか民間と競合しており民間の経済活動を阻害

している。あるいは、住民自治を阻害している。行政は民間の活動を補完する役割でよいのではないかという視点、3つめは効率性の視点、その事務事業の緊急性と徹底的な無駄の排除は検証されているのかということで、限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない。国や他市町村の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある。俗にいう上乘せサービス等をしていないかという視点、4つめは有効性の視点、その事務事業は本当に成果を挙げているかということで、利用者数が減少するなど住民ニーズが低下、あるいは住民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっているものはないかという視点で妥当性を検証するものであります。それと関与の手法として4つに分類しておりますが、1つは誘導、これは啓発、後援、顕彰などがありますし、助成については人的財政的支援があると、規制については条例・規則の制定や監視指導など、提供については町が全面的に関与しサービス提供や施設建設を実施するなどと区分しております。5ページ目にいきまして、サービス提供の実施主体であります。このあと民間委託等できるものはないかと検証していくのですが、そのうえで町の関与が認められてもすべて町が実施主体である必要はなく、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体を検討することとします。なお、次の事項を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要がありますとしており、その留意事項が1つめ住民サービスが低下しない、2つめは事務事業にかかる経費が低減できる。3つめは他の実施主体が持つ専門的知識、経営能力、技術力等を活用できる。4つめは公平性・公正性、守秘義務が担保され行政責任が損なわれることがないということに留意するということであります。サービス提供の実施主体とその導入にあたっての留意点は4つありまして、直営、外郭団体、民間企業、住民活動団体ごとに記載されております。6ページにいきまして、公費負担と受益者負担ですが、色々こういう棚卸をして領域ごとに分けて詰めていきますと、どういう理由でどういう事業がどういう区分されるのかということを示す必要があります。それで、先進的な例示を見ながらまとめたのが、この表であります。うへの矢印ですが公益的サービスでこれは市場性がなく公益性が非常に高いサービスで、対極的にあるのが私益的サービス、民間市場も成熟しておりサービス自体も私的が主体になっているサービスであります。右の矢印は必需的である、なくてはならないということです。左側は対極的に選択的なサービスということになりますと、A B C Dと4つの分類に区分けされることになります。Aというのは公益的・必需的サービスで行政が担うサービスや事務事業であって、先ほどの活動領域が大きいものが当てはまるのではないかと、こういう区分によって公費負担と受益者負担を整理しております。7ページ目は具体的な

例示がないとわかりづらいと思ひまして、行政サービスの分類整理の基本を作成しました。この中で改革の方向、改革すべきものというのが、この表の私益的・選択的サービスでして、利用者負担は当然のことですが、民間委託等も徹底的に検討していかなければと思ひております。これが公的関与のあり方に関する基本方針であります。

会長 それではいま説明がありました、公的関与のあり方、サービスですがこれを縮小していかなければならないということでもあります。ご意見ありますか。

委員 4ページの3ですが、国や他市町村の水準と比較したときというのがありますが、それと6ページの他市町村との比較とありますが、その比較したものを出して欲しいと求めることは出来るのでしょうか。比較した資料がないと中々意見も言えないので。

会長 比較といっても中々規模その他があつて難しいと思ひますが。事務局よろしいでしょうか。

委員 洞爺湖町と同規模でということで、市とか道になると大きすぎるので。

事務局 全ての総点検はしていないのですが、部会の方ではバスの関係とか高齢者サービスとか、どこまでが行政サービスで、どこまで負担して頂くのかということがでておりましたが、それぞれの町と比較するのは難しい部分はあるのですが、色々事情もありますので。

委員 概略でいいですよ。比較できれば。

事務局 この件につきましては、例えば国や道の制度で実施している福祉関係の医療給付制度がありますが、国や道の制度以外に町村独自の施策で給付金の上乗せをしている町村もありますので、そのような場合があれば上乗せ分を基にもどすかどうかを比較する必要があるだろうという意味であります。

委員 もっとも注目されているのは、福祉関係と受益者負担なのです。バスにしても入浴にしてもカットされ無料が段々有料化されている。そうなれば先行き洞爺湖町はどうなるのだろうか、受益者負担ばかり増えて援助もなくなるという、例えばいま話題の総合病院の医者が欠けてなくなっている、そういうことが一番注目される。

副会長 福祉の関係であれば、洞爺地区は合併して負担が高くなったのです。やはりある程度はがまんすることは必要だし、お互いに財政のことを考えながらいかないと。

委員 我々や町民、役場を含めて、もっとがんばらないと借金終らせないと、町もこれだけがんばるので、住民の皆さんの負担もお願いしずと納得できる行政でないといけないと思います。もちろんサービスばかりが行政でない、過剰なサービスがあるから無料という考えがでてきて、給食費にしてもあのようなことになっているし、もっと身近に納得できるようなことをしなければならぬと感じます。

会長 住民サービスは難しく、一律に何パーセント削除するということはできなくて、これはやはり、どうしてもしなければならない介護とか高齢者等の弱者に対する施策は行政が充実させることが本当の責任なのです。それを手厚くすることで、例えば風呂ならどこでも入れるのだからいいやとか、そういうばら撒きのサービスをすると財源はいくらあっても足りない。メリハリのあるサービスをしないと住民の皆さんの不満は溜まってくるのではないかと思います。まあ、この方針もばっさり削るとはっていないので、これでうまく運用してもらって、町民が納得できる施策を打ち出してもらえれば大きな問題にはならないと思うのです。ただ、いままでは、あれもこれも自分家の前のドブまで洗え見たいな行政をしてきたつけが赤字という形で表れているのです。昔の人は自分の家の前は自分で掃除したもので、そういうことがなくなってしまった。除雪にしても、自分の家の雪は道路に捨てる、道路に捨てた雪を除雪車が入ったあと自分の家の前に来たとき文句をいっている。こういうサービスなのですいまは。できるものは自分達でやるという部分を押さえたうえでの公的サービスを実施しなければ、財源はいくらたっても足りないのではないかなと思います。

委員 高齢化社会が進んでいるが、昔は介護など家族がやったものです。なぜいまはできないかという、家族が同居していない。それをサービスとしてお金を払ってやっている、時代が変わってしまったということですよ。

委員 公的関与の関わり方について、考え方について視点の問題として3番にあるように国の基準に上乘せしますよと、住民サービスを手厚くしていますよということが、財政難のときにどこまで許されるのか、例えば温泉入浴料100円もらえばいいのか、全部もらえばいいのか、お年寄りがバスに乗るとき無料にするとか、パスを発行するとか、国はそのようなものは財政に余裕がある

からやっているのでしょうかという考えですよ補助制度などないのですから、財政が厳しいのならやめたらいいでしょうという言い方に対して洞爺湖町はどう対応するのかを考えることが必要だとも思うのです。上乘せが必要かどうかという個別の案件は別として、だからこの文言はこのままでよいのではないのでしょうか。

会長 助言としては、どうまとめますか。

委員 この方針を基に個別の案件がでてきたときに、意見を付していけばよいのではないかと思います。

委員 2番のサービス提供の実施主体に留意点として4つありますよね。その中で1番の住民サービスが低下しないという表現があるのですが、ちょっと引っ掛かるのですが、この方針を実施すれば必ずサービスは低下する訳ですよ、それをわざわざ低下しないということは、そのうえにある説明責任を果たす、十分留意する必要があるということからはそぐわないのではないかと思うのです。どうでしょうか、例えばバス等のサービスがそのままそっくり移行できればよいですが、上乘せ分がカットされるとかそういうことがあると、確実にサービスの低下になると思うのです。そうなった時にこういう文言でよいのかどうなのか。表現を変えるべきではと思いますが。

会長 文書的にどうかということですが。

委員 言われて気が付きましたが、重要な問題です。

委員 いまご意見を聞いて感じたことなのですが、公的関与、行政サービスを考えた時に、4ページの3番のようなものを作るときに、事務局の頭の隅っこに住民の不便さはがまんできるのだけど、不安を残さない方策を考えてくれれば、町民はがまんできるという考えがあったと思います。でも不安、診療所等の不安や消防支署がなくなるという不安を持つことが、一番これから行政が対応していかなければならないことだと思うのです。そういったことから、この文言には住民の不安とか不便さとか、抽象的な言葉で申し訳ないですが、サービスが低下しないとは記載できないですね、必ず低下します。

会長 行政サービスの範囲が超えて提供されてきたものがあります。いたりつくせりという財政が豊かな時はよかったのですが、それが定着すると今後は当

然の権利として感じてしまうので、それを止めてしまうと町民はどうしたのかということになる。そういったサービスの低下の視点か、本当にしなければならぬサービスをきちんとする、それは低下させないよというように捉えられるように文書を作る必要があるのと思います。

委員 我々サービスの意味を勘違いしているというか、サービスはタダと思っていると思います。本来は違うのですが。サービスが過剰にでるので、勘違いしている部分もありますが、先ほど委員からあったように、適切な文書に変えていただきたいと思います。

委員 プロセスの透明性とか説明責任と書いている以上は、やっぱりその部分というのは、先ほど委員からでた町民の不安というのは、一番大事なことです。はっきり言ったほうがいいと思うのですよ、出来ないものは出来ないしやっぱり、私もこの町がどう生きていくのかという問題なので、ですから一旦本部会議でこういう意見があったということを充分考慮頂いて、再検討して頂くということはどうでしょうか。

委員 私も文言は解かりにくいというか、誤解されやすいと思うのですが、たぶんここでいっているのは、事業主体の関係で民間企業等のサービス提供者が記載されていますけど、そこを見ますと契約の相手方となりうる実施主体が数多く存在し、幅広い分野のサービス提供ができるという文言がありますけど、こういうものを受けて住民サービスが低下しないというのは、行政サービスの提供はいろんなサービス提供の実施主体がありますよと、負担は別ですよ、負担はタダになるか大きくなるか別にしても、サービス提供する者がいないのに行政がやめるということは出来ないだろうと、そういうことをいいたいのじゃないかなと私は理解したのですが。

委員 だけど、その逆に5ページにサービス提供の実施主体の中に、なお次の事項をとありますけど透明性や説明責任を十分留意する必要がありますと書いてあり、枠の中に住民サービスが低下しないことと書いています。これを含めると住民サービスが低下しないで、云々ということはちょっとこの改革において不可能ではないかと、何らかの低下がなければならぬ。それをここのサービスが低下しないことと詠ってしまうと、おかしくなってしまう。

委員 実施主体として受け取っていいのですか、それともこのとおり住民サービスの低下の可能性がない訳ではないので、相手によってサービスの低下と捉

える可能性がある訳ですから、トータルでそれらを含めるとただ単に実施主体だけでまかせるから、いままでと同じことが出来るかどうか問うのかどうなのかね。

事務局 十分な説明がなく申し訳ございません。2ページのほうで検証にあたりましては、こういう一つの考え方でいきますよということでしておりますが、公共サービスについては、関わり方はどうなのかというものを整理して示しております。その中で町の関与の必要性がなければ、事務事業を廃止していきますとなっております、これについては住民サービスの低下になるのかなと、次に実施するにあたって、それぞれ実施する方法があるだろうと、その方法について検討していくという一つの考え方があるわけですが、そこで5ページに戻りますが実施主体を選択していく時に、例えば民間委託をしていくとなった時にいま町が実施しているサービスをそのまま継続するとしたら、民間に渡すときにサービスが低下しないように配慮する必要があるだろうということで、この中ではまとめてあったと。ですからたしかに今いわれました、プロセスの透明性と説明責任ということのご意見もありましたので、これについては一応本部会議の方ではそういう考え方で審議会に提案しておりますが、再度、本部会議で整理させていただきます。

会長 そのようなことでよろしいですか。(異議なし)それでは、この方針に対する助言はそのようなこととします。それでは、次に入りますが説明の方なんとかなりませんか、朗読ではなく簡潔に。

事務局 民間委託等に関する部分に入ります。目次をみて頂けるとわかりますが、骨格については1番から8番で構成されており、民間委託の対象としては民間委託と民営化が考えられますし、公の施設の管理に関するということで、地方自治法の制度改正があり、それらの可能性をこれで明確にしていくということです。町が最低やらなければならないというものは、4ページにあります。1番の政策判断や意思決定に関わるものから始まりまして7番の機密性、プライバシーの保護の必要性が高いものまで、これらについては町が主体となって実施すべき事項であるだろうと、それから5ページ目については民間委託の検討の対象ということで、民間委託と民営化があると、この民営化については色々調べたところ他自治体では保育所、幼稚園が民営化の対象となっている傾向がありました。それから7ページ目については、公の施設で指定管理者制度への移行ということで、管理委託から指定管理者制度への移行ということであり、それから8ページ目は民間委託等の決定にあたっての分析等というこ

と、それから推進計画の策定、進行管理と実施後の評価であります。具体的に 11 ページ、12 ページにつきましてはこれから民間委託等を行政側で棚卸をして具体的なものは何があるのだろうかと検証していきますが、それを分類したもので 1 番の定型的な事務事業から 7 番のその他同種業務を行っている民間の事業主体が多いことなど、民間委託によって民間活動の活発化が期待される事務事業まで分類したものであります。それから全体の作業の進め方ですが 13 ページを見て頂きたいのですが、まずこの方針の明確のあと、実施可能な業務を洗出し、調査研究しそれ以降についての流れは記載のとおりですが、具体的に事務事業を民間委託の有無を判断していく手順は 14 ページにあります。こういう視点でそれぞれの項目を検討し最終的には、直営、民間委託、指定管理者制度、PFI 方式、町民活動団体との協働、その他独立行政法人、民営化、廃止のどれかに当てはまることにしております。ということで全体の可能性を調査しながら検討していこうという基本方針です。

会長 以上説明が終わりました。要するに行政でやっていた事業を民間にまかせるということでもあります。北海道は開拓史以来どうも官が主体というのが根付いておりまして、中々民間が育っていないという地域性をもっています。本州の方にいきますとほとんど民間でやっております、学校なんかも公立校より私立校の方が多いくらいです。北海道はこれからまだまだやらねばならぬことがたくさんあります。それでは、ご意見ありますか。

会長 都市であれば業者がたくさんありますので、何かやるときもよいですが、こういう地域では業者が少ないとか、いないなど中々難しいと思いたしますが。

副会長 民間委託するとしたら、結構集まってくるものだよ。

会長 何かありますか。なければこのまま助言なしということで、助言といっても難しいですよ、具体的なものに入ると。

委員 これでもいいのじゃないですか。

会長 それでは、民間委託等に関する基本方針については、このまま助言なしとします。それでは、10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 40 分

会長 それでは再会します。次は指定管理者制度導入に関する基本方針について説明をお願いします。

事務局 指定管理者制度導入に関する基本方針につきましても、民間委託等に関する基本方針と同じように全体的な流れの方針であります。1ページ目ですが、地方自治法の改正がありまして指定管理者制度が創設されました。第1制度の創設として改正の理由と制度の概要、第2公の施設の管理に関する制度改正は、町が制度導入にあたっては手続き条例を導入しなければなりません、現在町では導入しておりません。その手続きの流れと個別の施設にも導入の際には条例が必要になってくるので、その流れを示したものです。一般的に公の施設というのはどういうものかというのが、下の囲みに示しております。行政が設置している施設がすべて公の施設として指定管理者制度の対象になる訳ではございません。具体的には公園、運動場、学校、図書館等が対象になりますが、試験研究所等は対象にはなりません。2ページ目ですが、制度の改正があった官から民へに基づき、いままでやっていた管理委託制度から指定管理者制度へ転換が図られたものであります。その違いが従来の管理委託制度は地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定されておりますが、指定管理者制度は契約ではなく指定をすること、議会の議決は指定の議決を得ることになっております。更に全体の対比が3ページにでていますが、それぞれの区別がわかるようになっておりますが、大きくなりが変わったかといいますと、業務の関与が違くと、業務委託は契約範囲内のサービスの提供でありましたが、管理委託制度では指示された施設サービスの提供と施設の維持管理という部分で出来ましたが、それ以上は出来ませんでした。指定管理者制度は使用の許可ができるということと、民間の発想で運営ができるということ、近隣では室蘭市の水族館が導入して入場者を増やしているとのこと。4ページには実施できる業務と条例で定める事項が記載されております。5ページには管理者の指定ということで、請負契約ではなく指定であると、個人は対象外であるが法人格は有しないと記載されております。6ページには指定の期間として法では明示されていませんが、合理的な理由がないのに長期間指定するのは不適切ということに記載しております。それと指定管理者に対する監督で7ページ目は制度導入の基本的な考え方で、条例改正、予算措置、募集の方法が記載されております。9ページ目は団体の選定、管理者の指定、10ページは協定等の締結、管理状況の確認、11ページは危機管理としており、12ページに全体的な制度導入の流れを整理しております。以上です。

会長 以上で説明が終わりました。要するに民営化の一つの流れで指定管理者制度の法律が整備されたようで、その流れをまとめたようであります。何か意見ありますか。

会長 これを導入するのは議会の議決を要することであるし、この制度を認めないということもできないので。

委員 導入には個別に検討することですので、いいのじゃないですか。

会長 行政がリスクを負わないということですので、あまり行政がこういう商売に手を出さない方がいいとおもいますので、どうですかよろしいですか制度導入については。（異議なし）

会長 次は補助金等に見直し基準について、説明を求めます。

事務局 町としては重点的に取り組まなければならない項目であります。合併協議においても調整が難しかった経緯があり、そのまま引き継いでいる状況であります。1ページをご覧頂きたいと思いますが、いま現在の状況はどこの自治体はどこも同じであります。長期化による既得権化があるという問題があります。いま現在は交付に関する規則はあるのですが採択に関する明確な基準というのがないというのが現状です。ですから一度予算化されてしまうと、事業の目的が達成されましたよと時限的に切るとするのが難しいことから、補助金等の見直しの基準を設け本来の目的を再点検する意味であります。2ページ目には補助金とは何かと書き出ししておりますが、定義と支出の要件として憲法上、地方財政上、地方自治法上に根拠が規定されております。それから公益性の裁判例として見解がでておりますが、補助金というのは本来地方公共団体の財政に余裕があるとき交付するものであり、財政的余裕がない場合は交付する必要があるかどうか、個々に厳格に検討しなければならないとされております。3ページ目ですが、補助金見直しのあり方として、弊害といわれているものにはどのようなものがあるかといいますと、補助の長期化による既得権化、交付団体の自立の障害、補助金の適正な執行の見直しを上げております。4ページ目については、現在支出している補助金の分類を整理したものであります。5ページは見直しの視点であります。基本的な視点と加味する視点で、加味する視点では財政的視点、補助事業内容重視の視点ということにしております。4番で見直しの重点事項は6つ掲げており、1つ目は団体運営費等補助金として、アですが団体の予算規模又は対象事業費に占める補助金等の割合が

5分の1以下である財政力の高い団体への補助金は、自主自立が可能であるため、期限を定めて廃止する方向で検討します。イについては決算繰越金が補助金等の額の3分の1以上である団体への補助金は、期限を決めて決算繰越金の範囲内の金額を縮減又は廃止します。ウは原則的に少額な補助金等は、期限を決めて廃止する方向で検討しますとしております。2番目に奨励事業補助金については、補助金の金額は、対象事業費の2分の1以内とします。ただし、財源負担が大きい事業については、必要に応じて補助金に上限額を設定することとしております。3番目の公募型補助金制度の創設ということで、住民からの要望をいままでやっている部分だけで手一杯でほかは凍結するというのも、時代にあった補助金に合っていないことからこの制度を創設しようというものです。6ページ目には俗にいわれているサンセット方式というのですが、当然補助金の交付はいつまでもということにはならないので、どのくらいの終期を設定したらよいか議論しまして、原則3年以内に終期を設定することになりました。5番目は対象外経費の明確化ですが、次に掲げる経費は対象外経費とし補助算定基礎から除外しますということで、人件費、交際費等を記載しております。6番目は補助金交付要綱の制定として、当然補助金を交付する際には担当課において目的や効果を検証したうえで行うものであることから、目的や事業内容、交付期間、対象経費、補助率等を明記した補助要綱の制定を行うとしたものであります。7ページ目は補助金の交付と見直しに関する基準として、補助金の交付基準と補助金見直し基準、通算3年を超える補助金の判断基準として別表1、2として整理しました。その下の負担金等の交付と見直しに関する基準として、負担金等に関しては前章までの補助金の規程等に準じて取扱うものとするとしておりまして、色んな行事等に行政が参画や負担するときは、1号から3号までに留意してくださいと整理しております。以上が補助金等の見直しをする内容であります。

会長 説明が終わりました。補助金をどう見直していくかということで、少額でもちりも積もればで、どこの自治体も見直しております。どうしても交付しなければならぬ補助金もありますので、きちんとした基準にする必要があります。ご意見ありますか。

委員 団体運営補助金の決算繰越金が補助金の額の3分の1以上である団体への補助金は、期限を決めて決算繰越金の範囲内の金額を縮小又は廃止しますとありますが、どういうことなのか、どう計算すればいいのか。

委員 例えば10万円の補助金をもらっている団体の決算繰越金が3万円以上の繰越を出していけば、そんなにあまるのなら必要ないでしょ、その分は縮小・廃止しましょうということです。

委員 そのような時はカットしてしまうの。

委員 その年だけ。

会長 見直しの対象になるということです。

委員 その年だけカットされて、次の年は生き返る訳ですか。

事務局 ケースバイケースによると思いますが、本来の補助金の趣旨からしますと補助金を受けて自立していくというのが原則ですので、蓄えておいてプールしておいてというのは補助金の趣旨からすると合致しないのではということでもあります。

委員 補助金はその趣旨にそった目的で使ってくださいということです。

事務局 現状の補助金の状況につきましては、洞爺湖町の現状21ページ22ページの方にまとめておりますが、18年度予算で約1億7千万円となっております。

会長 全部不適切といいませんが、ずいぶん大きな額になっています。

副会長 少額な補助金が段階ふんでカットするとなっておりますが、この少額な補助金というものがたくさんあるのですよ、カットするとその団体は成り立たなくなるのではないのでしょうか。

事務局 この件につきましては、本部会議でも議論になりました。最初専門部会においては少額の金額にある一定金額を定めておりました。本部会議の方では現状を考えながら、いくら少額でも本来目的に合致しているものもあるだろうと、そういった意味でいくと額を定めるのは難しいので、この文言には政策的な部分もありますし、ケースバイケースもありますので少額と表現させて頂きました。

委員 アの団体の予算規模又は対象事業に占める補助金の割合が5分の1以下であるというところで、期限を定めて廃止する方向で検討しますとなっておりますが、補助金の対象事業をある程度は検討されたのでしょうか。

事務局 個別具体の検討はこれからとなりますが、ここの部分の5分の1とか3分の1、少額というのは、他の自治体もいま行財政改革ということで補助金の見直しは主要な事項としておりまして、その中で先進地の例を見ながら検討したのですが、概ねこのような数値が目安となっておりますので、洞爺湖町においても目安としたところであります。

委員 運営費的な補助金と奨励的な補助金の2つに分類しているのですが、これはどちらかの補助金に分類されると思うのですが、例えば運営費の方は理解できるのですが、奨励事業補助金については100%補助金をもらって事業を実施しているものについては、例えば青少年の健全育成とかありますが、そのようなものに対する補助金が2分の1ですよということになると、その団体が手出しをしなければならなくなり事業そのものが出来ないとなった場合は結局町が実施しなければならなくなると思うのですよ、その辺の心配はないのですか。

委員 何件もあるという訳でないから心配ないのではないですか。

委員 私がいいたのは、2分の1に限定するのではなく、町に変わって実施をしている事業に対する補助金などについては、町に変わって事業をしてもらっているという考え方も必要ではないかなと思うのです。

委員 団体の活動内容でないかなと思うのです。町から10万円をもらったら収支を10万円に合わせることはできるのです、問題は中身が10万円に値する活動があったかどうかの成果があるかどうかであると思うのですよ。もし成果があるのであれば、どんどんだしてやるとか、だいたい補助金をもらって余すということは、活動をしていないということになるので、そういうことは厳しくしていくことが必要なのかなと、数字にあまりこだわらないで、活動内容に視点を置かないと団体も成長しないのではないかなと思います。

事務局 さきほどご心配された町が実施すべき事業等の場合というのは、負担金的な補助金になろうかと思えます。5ページでいっておりますので全てこの見直しの部分に当てはめるのではなく、重点として奨励事業を上げているだけ従来からの負担金的補助金については、この項目を適用するつもりはございません。それと、論議した中ではいつやるのか、どういう手法でやるのかという議

論がありました。いま現在交付している団体を摘んでやることは不可能だと、やるのであれが、一度ゼロにして採択するというような意見が大半を占めておりました。

会長 一旦ゼロにして、補助金が欲しい団体は計画書を出して、それを審議して交付すべきだろうということです。中々厳しいですね。

委員 色々補助金を支出しているようですが、幼稚園や保育所もその対象になっているのでしょうか。

税務財政課長 保育所、幼稚園に関する補助金の質問でございますが、洞爺湖町には私立の保育所はございません。あるのは幼稚園であります。いま補助金として交付しているのは、国の制度で幼稚園に通っておられる保護者の収入によって授業料がある一定金額以下であると、軽減される措置があり国から補助金が入りますので、それを補助金として支出している以外はございません。町が独自に私立幼稚園に補助金を出しているものはございません。

委員 その部分は解かりましたけど、公的団体補助金ですが商工会とかありますけど、これの業務監査はあるのですか。

税務財政課長 社会福祉協議会とか、商工会、観光協会とかに対して事業費、運営費の補助を出しておりますが、当然町の監査委員の監査対象になりますし、担当課の方でも補助申請を受けて完了実績審査があります。

委員 商工会は会計検査院が入ります。

会長 これ審査するとなれば、審査する機関が必要でいままでは農林関係は農林関係の部署で、商工関係は商工関係で審査していたみたですが、町で一括した中でどうまとめていくかということですが。

事務局 その関係でも庁内で議論しているところですが、審査については第三者期間を設置して審査する考え方をしております。

会長 他にありますか。なければ補助金の見直しについては進めていかなければならず、適正な補助金の運営についてはこれからの課題としてしっかりとした土台を作って頂くということで、よろしいですか。（異議なし）

会長 次は附属機関等の設置等に関する指針について、説明を求めます。

事務局 最後の指針ですが、これについては合併して新町がスタートしたばかりですので、ある程度整理はされているのですが、統一した形で民意を反映する仕組みを定める必要があるということから、決めました。趣旨としましては、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、公正を確保するとともに効率化を図るため必要な事項を定めるものとするとしております。定義としましては、行政の方でも混乱するような名称があり改めなければならないのですが、地方自治法に基づく附属機関として執行機関からの求めに応じ調停、審査、審議又は調査等を行うもので、この行財政改革審議会はこの附属機関に該当します。一方懇談会等というのは調停、審査等を目的としない行政運営上の意見の聴取や懇談会の場として規則等で設けるものであります。3番の附属機関の設置については、次に掲げる事項に留意するものとする。1つ目は行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。2つ目は他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。3つ目は他の行政手段等で対応することが著しく困難であること。4つ目は委員の数は、10人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。5つ目は臨時的な附属機関については、設置期限を明示するものとするとしております。2ページ目には附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、町民の幅広い意見又は専門的観点から意見を反映させるとともに公平性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。1として広く町民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。2として公募制の導入は、附属機関の設置目的、性格、審議内容等を勘案した上で行うこと。3として町職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。4として町議会議員を選任するときは、執行機関、議決機関相互の牽制と均衡のもとに民主的かつ適正な行政運営を図ろうとする地方自治の趣旨に沿って運用することとしております。5番ですが、公募の募集と選定方法でこれらについては、町広報誌等に次に掲げる事項を掲載し、広く周知を図り、説明責任の趣旨に沿って運用するものとし、公募委員の選考は、原則として応募申込書による書類選考とするが、募集人数を超えた場合は抽選により選出するものとするとしております。3ページいきまして、懇談会等の設置及び運営基準については、懇談会等の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。1として懇談会等の設置及び運営等に係る定めは、規則又は要綱で規定すること。この場合において、臨時的なものである場合は、設置の期限を明

示すること。2として附属機関と誤って受け取られないような組織としての意思決定手続による運営は行わないこと3として懇談会等の名称については、附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」及び「調査会」の名称を用いないこと。4として懇談会等の所掌事務については、附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」及び「答申する」の表現を用いないこと。5として懇談会等の検討結果については、附属機関と誤って受け取られるような「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告書」、「提言書」及び「意見書」等の表現を用いること。6として前各号に掲げるもののほか、懇談会等の設置及び委員の選任並びに公募委員の募集及び選考方法については、第3から第5までの規定を準用するとしております。最後になります。7番として附属機関の設置の見直しで、既に設置されている附属機関等が、次の各号のいずれかに該当したときは、その廃止又は統合を検討するというので、1から6まで定めております。以上が指針の内容であります。

会長 以上説明が終わりました。何かご意見ありますか。

委員 この方針は決定事項でないの、これでよろしいのでないでしょうか。

会長 よろしいですか。（異議なし）

会長 （3）です。大綱の具体的施策における実施項目、助言事項です。

事務局 それでは説明させていただきます。この実施項目につきましては大綱における具体的施策を実現させるための手段としたものであり、各専門部会で協議、検討され本部会議で決定された内容であります。諮問した大綱の実行を担保する項目でありますので、審議会には助言を求める事項として整理しております。それでは1ページ目をお開き下さい。前回会議では右側の実施項目の欄が空欄となっておりますが、一部、部会で審議中の事項もございますが、全体像として今回提示したものであります。本日、助言を頂きたい事項は次のページから個表がついておりますが、01、05、11、12、17、20、21、22、23、24、25、30、31の13項目となっております。それでは2ページをお開き頂きますので説明します。01番の実施内容について具体的施策は組織機構の簡素合理化、検討項目はわかりやすい職制・機構への改革、現行職制・機構のあり方検討でございます。課題としましては、職員減少に伴う組織体制の整備や多様化する行政需要に対応するため、迅速で質の高い行政サー

ビスを提供できる体制が必要であるという課題でありまして、改革の内容は職員数が減少する中で効率的に業務を行うため、町民にとってわかりやすい職制・機構を目指し、部制の必要性や課の統廃合の検討又は、スタッフ制・グループ制の本来目的に添った導入や管理職の範囲の見直しについて、調査検討を実施するであります。年別計画につきましては、19年度までスタッフ制・グループ制の導入検討を行い、20年度から制度の導入を図る。それと並行して組織・機構の再編の検討については継続して22年度まで実施する計画であります。目標としましては、平成18年度における部課数に対して3割以上の削減であります。効果は管理職の削減、住民サービスの向上、事務処理・意思決定の迅速化が得られることとあります。以上です。

会長 01の項目について説明が終わりました。

委員 前回頂いた資料に年度別計画で自然退職の一覧がありますが、自然退職の一覧とこれの関連は何かあるのですか。

事務局 年度別計画をみて頂くと見慣れないスタッフ制・グループ制や職階との関係がありますが、単純に22年度までに16人が減少しますが、その中でどういう組織のあり方がよいのかという議論から計画しております。

会長 人員は減っていくけど、サービスの面ではなんとか維持したいという意味ですね。これでできるのなら本当に結構なのですが。これでよろしいですか。（異議なし）

会長 05の説明をお願いします。

事務局 改革の具体的施策は組織の活性化、検討項目は職員提案の実施と反映の仕組みの検討であります。課題につきましては、職員自ら考え行動し少しでも提案し何かを変えようとする意識を持たせることが必要であるという課題から改革の内容は、組織の活性化を図るため、次の内容を実施する。職員提案の仕方やノウハウを勉強する機会を設ける。自由に誰でも提案できる環境を設ける。提案を業務に反映させることを検討する組織の設置で年度別計画については、19年度半ばまで組織の仕組みを検討し、それと並行し自由に提案できる環境の構築、19年度後ろの方から職員提案の試行的な実施、見直し、継続する計画であります。目標は事務改善意識の高揚と職員の業務に関する研究心の向上であります。効果は職員の資質の向上が得られるのではないかとということ

であります。それで、職員提案の内容であります。郵送で送付した資料の中に実施項目検討資料という資料があると思っておりますが、その1ページに職員提案制度がありまして、目的は事務改善や施策や事業の充実、職員の育成と職場の活性化であり、必要性については、広い視野を持ち課題に積極的に挑戦する意欲ある職員を育成する必要があること、職員の専門知識や豊かな創意を反映した取り組みを推進する必要があるためであります。課題としては職員の提案意欲を向上させる取組、全庁的な視野にたった取組、継続的に取り組みことでもあります。視点としては、4つを掲げており記載のとおりとなっております。

会長 民間企業はこの部分を徹底的にやったおかげでコスト削減ができた訳ですから、一番大事なことですね。如何ですか。

委員 職員自身がここまで考えているのなら、実際の話し我々は必要ない。そのとおり実行してくれれば。

会長 よろしいですか。(異議なし) 11番いきます。

事務局 具体的施策が職員の意識改革と人材育成の推進であります。項目は職員の意識改革であります。職員の意識改革というのが、この行革の目玉といえますか、職員が変わらなければ中々うまく進まないということで、色々議論した経過がありますが、課題につきましては町民、税金、仕事、時間に対する職員の意識を改革する必要があると、その改革の内容として、次の項目に基づき全ての実施項目、ご提案している行財政改革の実施項目を次の4つの視点に基づき実施する内容であります。1つ目は町民に対する意識改革(顧客主義、マネジメント意識)、2つ目は税金に対する意識改革(コスト意識)、3つ目は仕事に対する意識改革(成果主義、問題意識、危機意識、チャレンジ精神、先送り・前例踏襲・縦割主義の排除)、4つ目は時間に対する意識改革(スピード・コスト意識)であります。年度別計画につきましては、これらの視点に基づき全て実施項目をする必要があるということから、18年度から22年度まで実施、継続としております。目標は実施項目の実行、しごとの改革、ひとの改革、しくみの改革という目標を掲げております。効果としては、職員の意思改革と資質の向上が図られるという内容であります。

会長 説明が終わりました。これもやはり行政をつかさどる職員の姿勢といえますか、聞かしてくれるとかこういう対応でやってくれるといいやすい、腹割って話せるので、よい方向に結びつくと思うのです。

委員 このとおりやってもらえれば、何もいうことは無いのではないのでしょうか。

会長 これからは一つづつよるより、まとめてやったほうがいいともいますがどうですか。

委員 その方がよいと思います。ある程度こちら側からいうことは少なく、このとおり実施してくれればいいのですから。一括審議でよいのではないのでしょうか。

会長 それでは一括審議します。

委員 職員の関係でいえば資質向上とか対住民に対する接遇とか、やっているつもりでも中々住民に評価されないことが多い。そういう経験などを含めて職員評価のシステムは工夫や研究しなければ難しいと思うのですが、具体的にどのような方法で実施するというのは協議されているのでしょうか。

事務局 本日は提示しておりませんが、人事評価制度の検討ということで、これから専門部会、本部会議で協議が整い次第提示したいと思います。

副会長 事務事業評価の導入が20年度からの実施となっておりますが、もう少し早くならないのでしょうか。

会長 社会は評価の時代に入り残業など認めないよと、時間など関係なく成果主義だよとなっているのですから。

委員 ただ制度的にこれを導入して能力給で出来るかどうかというのは、結構難しい問題ではありますよね。

会長 民間の製造業とかと違って、見えない部分がたくさんありますからね。

委員 このような評価システム導入している事例はあるのですか。

事務局 評価制度を導入している事例はあります。

委員 民間の場合は楽なのですが公務員の場合は色々ありますので、けど他で実施しているということであれば、それに沿って出来ると思うので、ぜひ早期

に導入をして頂いて、このように行革の項目でも具体的に上がっていることなので、それを検討しておくことは必要です。

委員 公務員の仕事をよくやっているとか普通にやっているとか、例えば150人の職員がいれば1番から150番まで付けろという訳ではなくで、極端に住民の意向を把握できないような、資質向上のための研修とかをやるのですから本人は聞いているし、やっているし、遅いといわれても答えは返しているのだと一週間かかっても、これでいいのだとなると中々うまくいかなので、ある程度職員はちゃんとやっているということがわかるようなことをすることは必要です。順位とか誰が評価するのかなどは、道や先進地を参考にすればいいのですが。

会長 どうしても公務員の場合は減点主義になってしまいます。これだけの仕事ができるはずだと決めて、そこまでいかないと減点してしまう。一般企業の場合は上に上げていくのです、100を基準にして、それ以上の成績を上げた人は120にしていくのですが、公務員の場合は100を基準にして100から何ぼ削っていくのかという評価になりがちであります。昔、町道を買収するのに名義変更をしないでいて、そこに家を建てられたことがあり町が大変な損害を被ったことがあるのです。公務員としての業務をしないという人が多いと聞きますので、これは出来ると思いますよ。

委員 きちんとやってくれば、それがサービスなのですよ。

委員 今度の審議会のときに、私の提案というか要望というか、私の考えている議員の改革、意識改革について助言をさせていただきます。

会長 それから盛んにいわれている入札問題などいいですか。

委員 入札問題など予定価格を丸秘にしているから問題になるので、最初からオープンしてれば贈収賄にはならないと思うのです。談合については解かりませんが。一般競争入札など規模の大きい事業はよいですが、インターネット等でこれらた時に、その会社を審査するだけでも大変な時間がかかりますので、小さい工事まで対象にするのはちょっと無理があると思います。

会長 たくさん業者があれば選べますが、業者が1社か2社しかなければケースバイケースではないですか。

副会長 町内業者を優先していますから、どうしてもそうになってしまう。

会長 遊休資産についても売却などして財源に充ててもらわなければ、税金だけ上げられても町民も限界ありますので。審議はこれでよろしいですか。（異議なし）

会長 それでは、実施項目については終わります。次に、その他です。

事務局 その他ですが、前回会議で町の財政状況について説明させていただきましたが、その補足になります。税務財政課長より説明があります。

財務財政課長 前回会議で、町の長期借り入れ状況を説明しましたが説明不足がありまして、一部委員さんから償還の財源的な部分についても説明頂きたいと要望がありましたので、本日資料を作成し説明を致します。前回の会議で17年度一般会計の現在額、元金ですが、これの償還方法ですが借り入れの種別で短いので10ヶ年、長いので25年という償還状況であります。この償還の財源ですが一番真ん中に書いている使用料については、使用料並びに町が中間的といいますか、国の制度でふるさと融資という制度がありまして、町は町内の一定の条件がクリアした事業所に貸し付け行っていると、その財源は町が長期の借り入れをしていると、償還については基本的には附属財団が責任をもって回収するというシステムになっておりますので、その中の回収金については使用料等の欄に入っております。それと虻田地区では災害時に国の制度で災害援護資金という被災した状況によって借り入れができるというものですが、そのようなものを使用料に入っております。大多数は公営住宅の使用料、それからアイヌの人達への回収金等が入っております。それと左側の地方交付税の措置額、この率はバラバラで100%国が措置するものもありますし、30%程度のものもあります。それらを積上げたものが、左側の元金に対する交付税措置されるものです。ただし、交付税の見直しが今後予定されおりますが、従来の方法によって算定したものですので流動性はあります。それを償還財源から地方交付税や公営住宅を中心とした使用料と除いたものが、一番右側の町税等でございます。17,241百万ある元金のうち、町民の皆様から町税を中心として直接負担して頂く部分については、6,179百万と、率にしましては36%が純粋な町の負担という状況であります。この交付税制度が今後継続されるという前提であれば36%程度で済みますが、普通交付税の算定の見直しが19年度される予定ですが、いままでは町が借金して新たに増える分だけ交付税が増えるはずですが、国は全体的に減額しておりますので、財政運営は

非常にきつくなるということもあります。この間の説明を補足させて頂きました。

会長 何か質問ありますか。なければその他ありませんか。次の開会予定はいつですか。

事務局 次の会議は2月15日(木)午後1時30分からでどうでしょうか。
(異議なし)

会長 今日は長い時間、ご審議頂きありがとうございます。これからの人達のためによろしく願います。本日は終了します。

終了時刻 17:10